

教育・保育の量の見込みと確保の内容

●教育・保育の利用実績やニーズ調査等から算出した量の見込みに対応するよう、確保の内容等を設定します。

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込み】 ※量の見込み＝推計人口×利用割合

区域	令和元年度（実績）				令和6年度（量の見込み）			
	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0～2歳)	計	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0～2歳)	計
大字陀区域	62	57	28	147	26	38	22	86
菟田野区域	-	22	19	41	17	25	20	62
榛原区域	139	144	106	389	78	114	70	262
室生区域	12	27	16	55	12	17	11	40
市全域	213	250	169	632	133	194	123	450

【認定の区分】 ○1号認定：3～5歳 教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）
○2号認定：3～5歳 保育認定（保育所・認定こども園）
○3号認定：0～2歳 保育認定（保育所・認定こども園・小規模保育事業等）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

●地域子ども・子育て支援事業（13事業）の利用実績やニーズ調査等から算出した量の見込みに対応するよう受入体制の確保に努めます。

事業名	概要	令和6年度 （量の見込み）
1 利用者支援事業 （基本型・母子保健型）	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行います。	5か所
2 延長保育事業	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行います。	56人
3 放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。	185人
4 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	保護者が、疾病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保育を行います。	7人
5 地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。	延べ2047人
6 一時預かり事業 （幼稚園在園児）	幼稚園型は3～5歳を対象とした預かり保育	延べ3,351人
7 一時預かり事業 （未就園児等）	未就園児を対象とした預かり保育	延べ1,070人
8 病児・病後児保育事業	病気や病気回復期等の病児を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等を行います。	13人
9 妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図ります。	81人
10 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行います。	81人
11 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター）	児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワーク事業です。	16人／週
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況により、教育・保育に必要な物品の購入費用等への補助、私立幼稚園等における副食材料費の補助を行います。	1人
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活用し、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	—

令和2年3月 発行 宇陀市健康福祉部 こども未来課

〒633-0292 宇陀市榛原下井足 17-3 TEL：0745-82-2236

概要版

第2期宇陀市

子ども・子育て支援事業計画



計画策定の趣旨と背景

- わが国では、人口減少社会の到来に伴う社会経済への影響を鑑み、次世代育成支援対策が講じられてきました。本市においても、就学前児童は減少傾向にあり、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、社会的課題の増加が見込まれます。
- 子育て支援に関するニーズ調査と子育て世代によるワークショップを実施し、宇陀市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

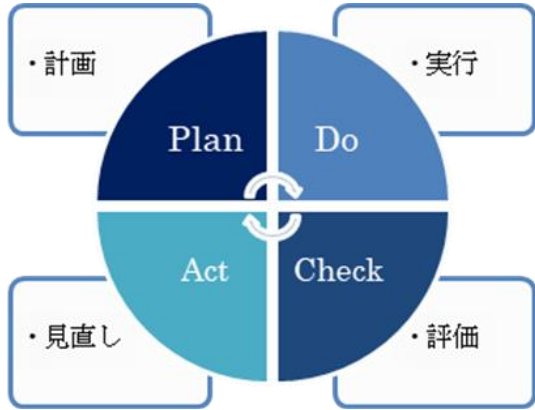
- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）と一体的に策定します。
- 本計画は、市の最上位計画である「宇陀市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

計画の期間

- 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間

計画の推進体制

- 本計画の推進に向けては、PDCAサイクルによる進行管理を行います。計画(Plan)に基づく取り組み・実行(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえ計画の改善・見直し(Act)を図ります。
- 今回の計画策定にあたり、内容を審議してきた「宇陀市子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。
- 国や県とも連携して、施策の推進に取り組みます。



基本理念

みんなで 咲かせよう 親子の笑顔 安心して子育てできるまち 宇陀市

基本的な6つの視点

①子どもの視点に立った子育て支援を推進します

すべての子どもが、生まれてきたことを喜ばれ、かけがえのない存在として尊重されるよう、子ども・青少年の視点に立った子育て支援を推進します。



②次代を担う子どもを応援します

すべての子ども・青少年が人とかかわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した次代の親になっていくための、長期的な視野に立った健全育成への取組や環境づくりを推進します。



③すべての子育て家庭を支援します

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子育て家庭の力を高めるための支援を推進します。



④地域社会全体での支援を推進します

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体での支援を推進します。



⑤仕事と生活の調和の充実を推進します

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいて、仕事と生活の調和のとれた生き方が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進します。



⑥包括的な子育て支援の枠組みをつくります

多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐって様々な選択ができるような環境整備を図る中で、どのような選択をとったとしても、切れ目なく子どもの成長を育む家族を支援する体制が構築され、すべての市民が安心して出産・子育てできる社会の実現を目指します。

基本理念、基本的な視点に基づく7つの重点施策

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと親の心と体の健康を守るため、基本的な生活習慣を身につけ運動に親しむための取組を推進します。また、子どもたちの自尊感情と学ぶ意欲を高め、夢や希望を持って心豊かにたくましく生きる力を育てる環境を整えとともに、大切な命を次代に受け継ぐ意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3) 子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現を目指して、地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの未然防止と早期発見・早期対応、保護からの自立に至るまでの、相談・支援体制の機能を強化します。

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

すべての子育て家庭が、安心して妊娠・出産を迎え、ゆとりを持ち楽しく子育てできるよう、切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。また、社会環境の変化や価値観の多様化に伴う家庭の生活実態やニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の立場に立った幅広い子育て支援や保育サービスの充実を推進します。

(5) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

子どもの貧困世帯・ひとり親家庭などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、ひとり親世帯や貧困世帯が孤立することがないように、地域の団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図ります。

(6) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

(7) 子育てと仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス)への支援

働きながら子育てをしている保護者が、生活の質をより高めるには、多様な保育サービスの充実を図るとともに、男女が共同して子育てをする意識を高め、バランスよく子育てと仕事を行うことができる環境をつくることです。「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会を目指し、国や県とともに市民意識の醸成および支援体制の充実に取り組めます。